

◆ 福祉施設経営相談コーナー ◆

平成23年度相談実績

「福祉施設経営相談コーナー」（県社会福祉協議会）の平成23年度の相談実績は次のようになりました。

年間の相談件数は112件で、前年度より20件の増となりましたが、この理由としては、約10年ぶりに改正された「会計基準」の実施・移行に関する相談が急増したことによります。

相談方法では、電話と文書によるものが89件で相変わらず最も多く、次にグループ相談が16件等となっています。施設種類別相談件数は、老人福祉施設41件、知的障害者施設13件、身体障害者施設11件、児童福祉施設9件となりました。「その他の施設等」には会社関係や個人が含まれます。

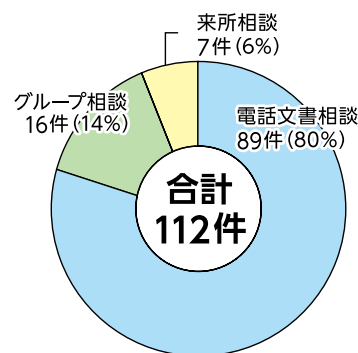
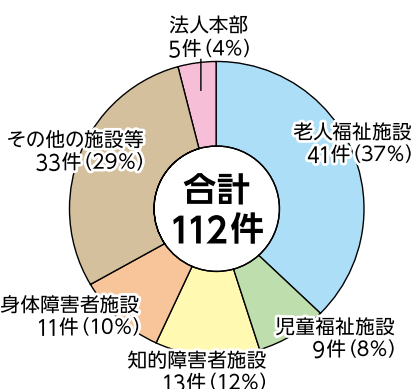
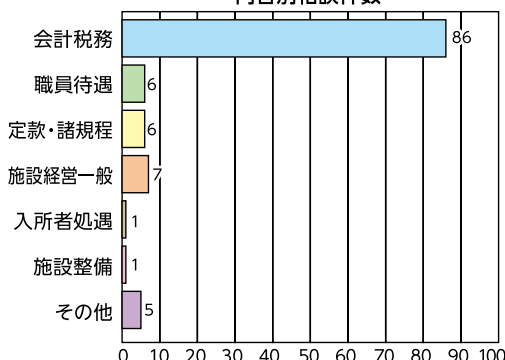
また、内容別相談件数は、会計と税務が86件、経営一般、職員待遇、定款・諸規程が続いています。

相談コーナーでは、専任相談員の他、兼任相談員等を配置しておりますのでお気軽にご利用ください。

なお、秘密は厳守し、相談は無料となっております。

電話 099-257-9885
FAX 099-250-9358

内容別相談件数



福祉施設の増改築等に必要な資金の貸付を行っています。

Q 県産材使用の補助を受け、地域のシンボリックな木造園舎を増築し、地域の子育て支援の拠点として役割を果たしたい。
自己資金が不足するので貸付資金の制度がありますか。

A 本会では、右のとおり「民間社会福祉振興資金貸付事業」がありますのでご利用ください。
他の制度として、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付制度がありますのでお問い合わせください。
〔西日本の場合：大阪支店 福祉審査課（TEL 06-6252-0216）〕



▲写真は、木造公共施設等整備補助（かごしま木づかい推進事業）や福祉医療機構及び本会の貸付資金制度を活用された「まくらぎ保育園」（枕崎市）です。

民間社会福祉振興資金貸付事業

■ 貸付対象者・対象事業等

- ・貸付対象者は、社会福祉法第2条に定められた社会福祉事業を営営するもので、本会の会員であること。
- ・貸付対象事業は、社会福祉施設の増改築、補修および設備の改善ならびに備品等の購入を行う事業であること。

■ 貸付条件

貸付限度額：750万円以内

ただし、貸付額は原則として事業に要する経費（補助金および福祉医療機構の借入がある場合はその額を差し引いた額）の8割以内

償還期限：最長7年以内（貸付額による）

償 還：（据置期間3ヶ月経過後）半年賦または補助金交付後一括返済

利 息：年1.5%、ただし据置期間中は無利子

お問い合わせ先

鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター4階）

TEL 099-257-3855（内線 410）

FAX 099-250-9358

※当事業の運営要綱・運営要領・様式が必要な場合は、次のメールアドレスにお申し込みください。

E-mail shisetsu1@kaken-shakyo.jp